

令和5年度 栗東市就学援助費給付制度について

栗東市教育委員会

栗東市では、市内小中学校や県立中学校、国立大学付属の小中学校に在学する児童生徒のご家庭で、経済的な理由により就学に必要な経費の負担にお困りの方を対象に、学用品費等の一部を就学援助費として給付する制度を実施しています。

希望される方は、下記の内容をご確認いただき

右の申請QRコードから申請をしてください。

なお、申請手続きは毎年度必要です。また、入学にあたり

新入学学用品費の入学前支給を申請された方でも、

通常の就学援助を希望される場合は当申請が必要です。



1. 給付できる方（次のいずれかに該当する場合）

①現在生活保護を受けている方（申請は不要）

②市教委での審査により世帯全員の所得が基準額以下の方

【認定となる世帯所得の目安】

世帯構成	世帯所得
母（37歳）、子（小学5年）、子（小学3年）	約210万円程度
母（32歳）、子（小学3年）、子（小学1年）、子（5歳）	約250万円程度
母（42歳）、父（45歳）、子（中学3年）、子（小学4年）、子（小学2年）	約330万円程度

※この例はあくまで目安です。所得基準は年齢や家族構成により細かく異なりますので、申請後、個別に審査をします。

③児童扶養手当の支給を受けている方や国民年金の保険料の免除を受けている方など、申請書裏面の1～9のいずれかに該当する方

※審査年度が異なるため、前年度に認定されていた方や新入学学用品費の入学前支給を受けた方でも令和5年度は認定されない場合があります。

2. 申請の方法

- 申請方法 上記QRコードから申請してください。（令和5年2月1日から申請可能）
※申請には申請者本人確認書類と振込希望口座の画像データが必要です。
※QRコードから申請できない方は栗東市就学援助費給付申請書を提出時に在籍している小中学校（新小学1年生は就学予定の小学校）へ提出してください。小中学校に兄弟姉妹がいる場合は小学校に1枚提出してください。
 - 申請期限 令和5年4月10日（月）
 - ・期限後に申請された方は、年度当初（4月1日付）の認定をいたしません。申請受付日の翌月からの認定となります。
 - ・令和5年1月2日以降に栗東市に転入された方は同一世帯のご家族の令和5年度所得証明書の写しを申請書と一緒に提出してください。なお、5月末までに申請された方は、証明書が取得できるようになる6月以降に改めて所得証明書の提出を依頼しますので、給付申請書のみ先に提出してください。
- ※ 未申告の方は所得の確認ができないため、必ず税の申告を行ってください。
- ※ 期限内の申請にかかる認定結果については審査を行い6月中に郵送により通知します。

3. 給付できる経費（予定）

経費	給付額（年額）	給付対象者
学用品費等	13,230 円	小学 1 年生
	15,500 円	小学 2～6 年生
	25,040 円	中学 1 年生
	27,310 円	中学 2～3 年生
学校給食費	実費	全ての方
新入学学用品費	小学 1 年生 54,060 円 中学 1 年生 63,000 円	小学 1 年生または中学 1 年生で 4 月末までに申請し認定を受けた方 ※既に 3 月に新入学学用品費を支給している場合は給付できません。
体育実技用具費	実費 (上限 7,650 円)	中学 1 年生で、学校での斡旋販売の申し込み締切日の時点で認定を受けており、斡旋販売で購入された方
修学旅行費	実費	修学旅行出発日の時点で認定を受けていた方
医療費	自己負担分 実費	う歯（虫歯）など学校保健安全法に基づく医療費援助の対象となる疾患の治療を受けられた方 ※学校での健康診断実施時点で認定されていた方に対し、健診後に医療券を交付します。
通学用ヘルメット購入費	実費 (上限 1,980 円)	中学 1 年生で 4 月末までに申請し認定を受けた方
オンライン学習通信費	上限 14,000 円/年 ※家庭でのオンライン学習の実施状況によって、支給額は変動します。	家庭でのオンライン学習を実施した学校に在籍される方（ただし、モバイルルータを貸与されている方は支給されません） ※モバイルルータの案内文書・貸与申請書は各小中学校にあります。

※ 国の制度改正等により金額が変更になる場合があります。

※ 生活保護を受けられている世帯は修学旅行費と医療費のみが給付対象です。

※ 認定された方には具体的な給付額をお知らせします。

4. 給付の方法

- ・学用品費等については、3～4ヶ月分をまとめて学期末に給付します。
- ・学校給食費については、審査期間中（4～6月分）は学校からいったん徴収されますが、認定となった場合は8月に市から保護者へ全額を給付します。7月分以降は市から学校へ給付します。
- ・その他の経費については、支給額が確定次第、随時給付します。
- ・当制度は、対象世帯に就学関係費用の一部を援助するものであり、各学校から請求される学校徴収金の支払いを免除するものではありません。
- ・学校徴収金等の未納が発生した場合は、学校の口座へ就学援助費を振り込むことがあります。

お問い合わせ先

栗東市教育委員会事務局 学校教育課（市役所 3 階奥）

受付時間 8 時 30 分～17 時 15 分（土日祝日を除く）

TEL 551-0130（直通） FAX 551-0149